

士協会契約に係る事務経費基準〔内規〕

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）が、自治体等と不動産鑑定評価業務委託契約を締結する場合の事務経費の基準について、下記のとおり定める。

記

- 1 事務経費の基準は、鑑定報酬額の10%とする。
- 2 固定資産鑑定評価（3年毎の評価替え）に係る事務手数料は原則10%とするが、事務手数料の金額によっては、実際に発生する事務経費と比べ、不均衡となることがあるので、その場合は、例外的に会長が理事会に諮り、個別に対応する。
- 3 この内規は、本会設立の日からとする。
この内規は、平成30年3月23日から施行する。

士協会契約に係る事務経費基準〔内規〕第2項に定める取扱い基準

固定資産鑑定評価（3年毎の評価替え）の場合の基準については、一律2.5%とし、令和元年6月7日から適用する。